

【韓国】粒子状物質対策の強化に係る法整備

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2019年3月13日、粒子状物質対策の強化を目的として、「粒子状物質の低減及び管理に関する特別法」一部改正法律案を始めとする関連8法案が国会本会議で可決された。

1 背景と経緯

韓国では、2015年から全国でPM2.5（微小粒子状物質）の観測が開始されたほか、2014年から2015年にかけて、PM2.5の予報・警報制度が導入されるなど、粒子状物質への対策が進められてきた。また、粒子状物質対策の強化を図ることを目的として、2018年8月14日に「粒子状物質の低減及び管理に関する特別法」が制定され、2019年2月15日に施行された¹。

しかし、2019年3月上旬、韓国全土で高濃度のPM2.5が連日観測され、同月5日にはソウル市内のPM2.5濃度（1日平均）が観測以来の最高値を記録するなど、深刻な被害に見舞われたことから、更なる対策強化を求める世論が高まった。これを受けて国会では、粒子状物質対策の強化に係る審議が急いで進められ、同年3月13日、関連8法案が本会議で可決された。

2 粒子状物質対策の強化に係る法整備の概要

(1) 「粒子状物質の低減及び管理に関する特別法」改正（2019年3月26日公布、一部条項を除き同日施行）

粒子状物質に係る情報の収集、分析等を行う「国家粒子状物質情報センター」の設置が環境部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）に義務付けられた（第17条）。また、長官が一定の要件を満たす機関、大学等を「粒子状物質研究・管理センター」に指定し、かつ、業務遂行に必要な経費の全部又は一部を支援できるようにする規定が新設された（第25条の2）²。

(2) 「災難及び安全管理基本法」改正（2019年3月26日公布・施行）

粒子状物質による被害が、同法で定義する「社会災害」（人為災害に相当）に新たに追加された（第3条第1号）。これに伴い、粒子状物質による被害が地震、津波、台風、原子力事故等による大規模災害と同様に、同法で定める災害対策（国家安全管理基本計画の策定、中央対策本部の設置、緊急措置を講じるための「災難事態」の発令、被災地域への特別支援を行うための「特別災難地域」への指定、復旧計画の策定等）の対象となった³。

(3) 「大気管理圏域の大気環境改善に関する特別法」制定（2019年4月2日公布、一部条項を除き2020年4月3日施行）

同法は全8章（本則49か条及び附則）から成り、これまで大気汚染が深刻な首都圏（ソウル特別市とその周辺地域）に限り実施してきた大気汚染対策を全国に拡大するために制定された。これに伴い「首都圏大気環境改善に関する特別法」（以下「首都圏大気法」）は廃止される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年6月12日である。

¹ 藤原夏人「韓国の粒子状物質対策—特別法の制定を中心に—」『外国の立法』No.279, 2019.3, pp.73-95. <http://dl.n-dl.go.jp/view/download/digidepo_11249610_po_02790003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>>

² 「[2019155] 미세먼지 저감 및 관리에 관한 특별법 일부개정법률안 (대안) (환경노동위원장)」의안정보시스템 웹사이트 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R1L9Y0T3B1Y1L1T9X0L0L2Z4E3T6G4>

³ 「[2019158] 재난 및 안전관리 기본법 일부개정법률안 (대안) (행정안전위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B1T9B0U3T0Z8J1R1I3M4T2N4H6N8D9>

今回の新法の制定により、「大気管理圏域」（大気汚染が深刻な地域）の指定（第2条）、大気管理圏域の大気汚染物質の削減を目的とした長官による5年ごとの「大気環境管理基本計画」の策定（第9条）、大気管理圏域ごとの「大気環境管理委員会」の設置等が規定された⁴。

(4) 「港湾地域等大気質改善に関する特別法」制定（2019年4月2日公布、一部条項を除き2020年1月1日施行）

同法は全5章（本則25か条及び附則）から成り、港湾地域等における大気質の改善のための総合的施策及び大気汚染物質発生源の体系的な管理を目的として制定された。

同法の制定により、海洋水産部長官による5年ごとの港湾地域等大気質改善総合計画の策定（第7条）、実態調査（第8条）、硫黄酸化物の排出規制海域の指定（第10条）、低速運航海域の指定（第11条）、環境に優しい船舶の購入促進（第12条）等が規定された⁵。

(5) 「学校保健法」改正（2019年4月2日公布、同年7月3日施行）

学校（幼稚園から高等学校まで）の長に、空気浄化設備及び粒子状物質の測定機器を各教室に設置することが義務付けられた（第4条の2）。これらの設置に係る費用については、国又は地方公共団体がその全部又は一部を補助する（第18条）⁶。

(6) 「大気環境保全法」改正（2019年4月2日公布、一部条項を除き2020年4月3日施行）

これまで首都圏大気法で規定されていた低公害車に係る規定が、対象地域が全国に拡大されて大気環境保全法に移された（第2条第16号、第46条、第48条及び第58条の2～第58条の7）。また、前述の「大気管理圏域の大気環境改善に関する特別法」と重複する規定が廃止される等の改正が行われた⁷。

(7) 「液化石油ガスの安全管理及び事業法」改正（2019年3月26日公布・施行）

液化石油ガス（LPG）を燃料とするLPG車は、ガソリン車等に比べてPM2.5発生の原因となる窒素酸化物等の排出が少なく、LPG車の普及は、PM2.5の発生を抑制する効果的な手段の一つとされる。しかし、これまではLPGの安定的供給が困難となった場合に備え、LPG車の利用は、一定の要件を満たす場合（タクシー、障害者、国家功労者等）に制限されていた。

今回の法改正により、一定の要件を満たす場合に限りLPGを車の燃料として利用できる規定（第28条）が削除され、ガソリン車等と同様に、LPG車を自由に利用できるようになった⁸。

(8) 「室内空気質管理法」改正（2019年4月2日公布、一部条項を除き2020年4月3日施行）

これまで同法の適用外であった家庭保育所、屋内遊戯施設等が適用対象に追加（第3条）されるとともに、子供、高齢者、妊婦等が主に利用する施設の空気質維持基準及び粒子状物質に係る空気質維持基準を更に厳格に定めることが規定された（第5条）⁹。

⁴ 「[2019156] 대기관리권역의 대기환경개선에 관한 특별법안(대안) (환경노동위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S1D9P0K3B1L2H1L4H0K8Y1V2S0L1L8>

⁵ 「[2019163] 항만지역 등 대기질 개선에 관한 특별법안(대안) (농림축산식품해양수산위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N1E8R1T2L1A2X1H6Q2J2O2T5U7I0O2>

⁶ 「[2019160] 학교보건법 일부개정법률안(대안) (교육위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1F9K0T3C1F1A1G6U2N1F4A3K5H2A4>

⁷ 「[2019157] 대기환경보전법 일부개정법률안(대안) (환경노동위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P1K9O0U3V1D2L1E4K3L2O2Z2V8F5N3>

⁸ 「[2019153] 액화석유가스의 안전관리 및 사업법 일부개정법률안(대안) (산업통상자원중소벤처기업위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K1B9I0N3V1N2Y1A4Z4T9F5T1S5R2C5>

⁹ 「[2019154] 실내공기질 관리법 일부개정법률안(대안) (환경노동위원장)」同上 <http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X1O9M0P3Q1R1Y1T8Y5R8H4H4W6M1W7>